正式な建設に着工し、三号炉増設に向けた作業を着々と進めている。

異議申し立てに対する誠意ある判断を下すことを要望するとともに、その前段として、かねてより要求していた行政不服審査法二十五条一項に基づく説明会を、直ちに大分県中津市で開くよう要求する。

大分県中津市は、九州とはいえ、海を隔てて、伊方原発からは、直線距離にしてわずか百キロメートルしか離れていない。チエルノブイリ原発事故で、百三十キロメートルの地点の住民達が、大量被曝し、頭髪が抜け落ちたという報道は、中津市民を動揺させている。当地での説明会開催を強く要求するゆえんである。

尚、説明会の開催については、十二月二日までに左記に連絡されたい。

記

大分県中津市船場町

松　下　竜　一

一九八六年十一月二十日

伊方原発三号炉中津市異議申し立て人の会

代表　松　下　竜　一

通商産業大臣

田　村　　元　殿

（１頁から続く）

一方、既報のように、愛媛県内外あわせて１３８３名の人たちが、３号炉の設置を許可した通産大臣あてに、さる７月２５日付で、異議を申し立てた。しかし、その申し立てに対して、通産省からは何の連絡もなく、法律に基づく説明会を、少くとも三ケ所で開催してほしいとの要望についても、ナシのツブテのままとなっていた。

こうしたことに抗議して、三地区の申し立て人の人たちから、早急に説明会を開催するようにとの要求書が通産省に提出された。すなわち、伊方原発八西連絡協を代表して広野さんから、松山の「異議申し立て人の会」を代表して伊達さんから、それに、海を越えた九州とはいうものの、伊方原発から１００キロそこそこの大分の申し立て人を代表して松下さんから、それぞれ、抗議と説明会開催の要求書（3頁参照）が通産大臣あてに送られた。

大分の人たちの話では、通産省の担当官は「どうして大分の人が説明会を…」と驚き、「ともかく書面を出してほしい」と云われたので、要求書を送ったとのこと。

また、松山の「申し立て人の会」の要求書には、回答期限を１１月２２日としてあったのに回答は無く、問い合わせの電話に出た通産省の担当官は、「代表になる人をきめてほしい」とピンボケの応対をしたという。

会計報告（'86.11/1 ～11/30）

収入	
会　費	2,000
ニュース購読料	52,150
カンパ	5,000
コピー代金	9,740
	68,890
支出	
ニュース印刷費	16,000
郵送料	9,620
振替手数料	180
資料費	1,030
ゼロックス・リース料	14,300
	41,130
差引	27,760
積立金合計	671,714

伊方訴訟ニュース

第160号

1986年12月15日

伊方原発訴訟を支援する会　連絡先〒530 大阪市北区西天満 4-9-15 第一神明ビル
藤田法律事務所☎06-363-2112 口座大阪3-48780

「異議申し立て」を軸に
３号炉の建設を許さない運動を拡大

チエルノブイリ原発からの〝死の灰〟の下で設置が許可された伊方３号炉は、さる１１月１日から、建設工事に着手した。

この暴挙に対しては、とくに、愛媛県の八西地方を中心に不安の声が高まってきている。そうした声を背景に、さる１１月６日、愛媛県内の異議申し立て人の会、伊方原発反対八西連絡協議会、伊方原発を考える松山市民の会、八幡浜地区労、それに、日本社会党八幡浜支部の５団体を代表して、広野さんら３名の代表が、高松にある四電本社に出むいて抗議するとともに質問状（２頁参照）を手渡して、工事の中止を強く要求した。

応対に出た四電原子力業務課の越智課長は「伊方ではチエルノブイリのような事故は起こり得ない」と、おきまりの〝神話〟を返すだけだったという。これに対し３名の代表は口々に、周辺住民の不安や怒りの様子、原発を必要としなくなっている社会的情勢などをのべながら、３号炉建設の無謀さを強く指摘した。そして、質問書に記載されている合計１２項目の具体的な質問について、誠意のある回答をするよう要求して引き上げた。

しかし、指示期限の１１月２０日をすぎても四電からの回答は無く、電話での問い合せに対しても、「こうした質問には、当社としては、お答えしないことになっています」とのふざけた答えしか返ってこなかったという。通産省からの指示があったにせよ、あまりの誠意のなさに代表らもあきれ顔。（４頁に）

２号炉訴訟第２８回公判
１２月１２日（金）午前１０時より
松山地裁大法廷

前回（９月１０日）の法廷で国側代理人は、ソ連原発事故について、「近く政府の調査報告書が出るので、それに基いて準備書面も出す」と言明した。しかし先日、裁判所に「参考」ということで、原子力安全委員会の「第一次報告書」を提出しただけで、原告住民側には送付さえしてこないという有様。

報告書の内容がお粗末なことを自認してのことであろうが、一方で３号炉の設置を許可するという暴挙を犯しながら、ソ連原発事故に対する見解の提出を、ずるずると引きのばしている国側のやり方に対し、法廷では厳しい追求が展開されることであろう。

四電社長あての質問状

ソ連チエルノブイリ原発による放射能は世界中を覆い、八千キロ離れた日本列島にも降りそそぎ、セシウム一三七だけでみても、中国核実験による降下放射能の十倍から百倍であったことが報道されている。この放射能は、今後、少くとも百年近くに亘り、水や土を通して、あらゆる食物の中に蓄積し、我々の体内にとりこまれる。

ところが、伊方に続々と建設、計画されている一号、二号、三号機の原子炉の中には、このソ連原発から周辺に噴き出た放射能をはるかに上回る放射能が存在している。もし原子炉の核燃料が溶けたり、暴走が起きるような大事故に至れば、圧力容器や格納容器が、損傷したり破壊されるような事態になる可能性もあることは誰にでもわかることであり、もしそうなればそのもたらす被害は筆舌につくしがたいものになる。

その時の被害は、周辺住民にどのように影響を及ぼすのか。どこまで広がるのか。電力会社はどういう責任を果たすのか。等々、これらのいづれの点についても、県内や、四国のみならず、西日本や日本列島に住む総べての人々にとって、共通の不安と疑問が起っているのである。

貴社は、この疑問に答える義務があることは言うまでもない。従って、次の通り、質問状を提出するので、ただちに誠意ある回答をされたい。

一、チエルノブイリ原発事故についてどう考えているか。

二、同事故の原因について、貴社の知る限りのことを明らかにせよ。

三、伊方一号炉、二号炉、三号の各原子炉では、原子核燃料が「溶融」したり、「暴走＝反応度事故」する可能性が、理論的にはありうると考えているか、いないか。

四、理論的にも、ありえないと考えているとすれば、その根拠を科学的に示せ。

五、理論的にありうると認める場合、圧力容器内で、今回のソ連原発で発生した規模の爆発（ＴＮＴ高性能火薬にして一トン以上程度）が、一、二、三号の各炉内で生じた場合、各炉の圧力容器は、この爆発圧力に耐える耐圧性（力）を有しているか、いないか。

六、耐圧性を有していれば、その根拠を数値をあげて示せ。

七、（五）の状況下で、圧力容器に耐圧性がなく、損傷した場合、格納容器はこの爆発耐圧に耐える耐圧力を有しているか、いないか。

八、耐圧性（力）を有していれば、その根拠を数値をあげて示せ。

九、圧力容器と格納容器の耐圧性が無くなると考えられる状況では、周辺にどのような量の放射能が出るか。また、その範囲はどこまでかを示せ。

十、右の場合の、住民への放射能による生体被覆の状況はどうなるか。

十一　現在の防災区域について妥当と考えているか、いないか。

十二、現在の非居住区域及び低人口区域の範囲について、ソ連事故後の今も妥当と考えているか、いないか。

一九八六年十一月六日

四国電力社長　佐藤忠義　殿

伊方原発三号炉愛媛異議申し立て人会

愛媛県伊方発電所の原子炉変更（三号炉）許可処分に対する異議申し立て（資源エネルギー庁昭和六十一年七月二十五日付資庁第一〇六二〇号・受付）による説明会の開催要求書

昭和六十一年七月二十五日、愛媛県伊方発電所の原子炉設置変更（三号炉増設）許可処分に対する異議申立書を提出致しました。同時に、愛媛県内に於て説明会開催要求を当日申述べておきましたが、其後、本日までに何の御通知も貴庁よりありません。直ちに開催されますよう要求し、折返し開催日時場所等御回答至急御連絡方を御願い申上げます。

昭和六十一年十一月十五日

七月二十五日　異議申立人

広野房一他一三八二名

八月二十五日　異議申立人

大林秀範他四二名（追送）

愛媛県西宇和郡伊方町九町

異議申立人　広野房一　㊞

原子力発電安全審査課長

山　本　欣　市　殿

渡辺美智雄通商産業大臣が、昭和六十一年五月二十六日付で、四国電力株式会社の愛媛県伊方発電所の原子炉設置変更（三号炉増設）許可処分を下したことに対し、我々は、その行為が不当・違法なものであるため、昭和六十一年七月二十五日に、貴職に対し、取り消しを求め、行政不服審査法に基づく異議申し立てを行っている。

しかるに、貴職は、本年八月八日付で、四国電力株式会社に対し、第一回目の工事認可をした。きらに、四国電力は、本年十一月一日に、正式な建設に着工し、三号炉増設に向けた作業を着々と進めている。

異議申し立てを無視した一連の行為に対し、我々は、強い憤りを憶えるものである。

速かに異議申し立てに対する誠意ある判断を下すことを要望するとともに、その前段として、かねてより要求していた行政不服審査法二十五条一項に基づく説明会を、直ちに松山で開くよう要求する。

尚、説明会の開催については、十一月二十二日までに左記に連絡されたい。

記

愛媛県松山市保免上一丁目十四の二十一

伊　達　泰　介

一九八六年十一月十日

伊方原発三号炉松山異議申し立て人の会

代表　伊　達　泰　介

通商産業大臣

田　村　　元　殿

渡辺美智雄通商産業大臣が、昭和六十一年五月二十六日付で、四国電力株式会社の愛媛県伊方発電所の原子炉設置変更（三号炉増設）許可処分を下したことに対し、我々は、その行為が不当・違法なものであるため、昭和六十一年七月二十五日に、貴職に対し、取り消しを求め、行政不服審査法に基づく異議申し立てを行っている。

しかるに貴職は、本年八月八日付で、四国電力株式会社に対し、第一回目の工事認可をした。さらに四国電力は、本年十一月一日に、